

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく  
天竜川上流域の減災に係る取組方針

平成 28 年 8 月 3 日

平成 28 年 8 月 8 日

天竜川上流水防連絡会

飯田市、伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、  
南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、下條村、  
天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、長野県、長野地方気象台、  
国土交通省中部地方整備局 天竜川上流河川事務所  
国土交通省中部地方整備局 天竜川ダム統合管理事務所

## 1. はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成27年12月10日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

天竜川上流域においては、この答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う沿川の17市町村（伊那市、駒ヶ根市、飯田市、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、飯島町、中川村、松川町、高森町、豊丘村、喬木村、下條村、泰阜村、阿南町、天龍村）、長野県、長野地方気象台、中部地方整備局天竜川上流河川事務所、中部地方整備局天竜川ダム統管理事務所で構成される「天竜川上流水防連絡会」（以下「本連絡会」という。）に水防災意識社会再構築ビジョンの目標達成に向けた規約改訂を平成28年4月20日に行い、減災のための目標を共有し、平成32年度を目標にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

天竜川は、長野県茅野市の八ヶ岳連峰に位置する赤岳（標高2,899m）を源とし、諏訪盆地の水を一旦諏訪湖に集める。諏訪湖の釜口水門からは、途中の支川を合わせながら、西の中央アルプス、東の南アルプスに挟まれた伊那谷を経て山間部を流下し、さらに遠州平野を南流し、遠州灘に注ぐ一級河川である。中央構造線が南北に縦断し、両アルプスに挟まれたこの流域は、脆弱な地質と急峻な地形が特徴であり、山岳部からの大量の土砂と水が流れこむため「暴れ天竜」といわれている。

天竜川では、平成21年7月には「天竜川水系河川整備計画」を策定し、昭和58年9月洪水や平成18年7月洪水が再び発生した場合でも、家屋の浸水被害の発生を防止することを目標として、河川改修事業を推進してきたところである。

これまでに支川では美和ダム（S34）、小渋ダム（S44）が整備されている。しかしながら、平成18年7月に箕輪町北島での堤防欠壊が記憶に新しいところであり、現在の整備水準を上回るような洪水が発生した場合には、大規模氾濫が発生する危険性は否めないところである。

本連絡会では、こうした天竜川上流域の氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、平成32年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について検討を進め、今般その結果を「天竜川上流域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめたところである。

取組方針の具体的な内容としては、

- ・大規模な氾濫被害が昭和58年9月洪水以降発生していないことから、水防関係者や住民を対象としたシンポジウムや視覚的に分かりやすい表現を用いたテキストによる講習会等の水防災イベントを実施することや、学校関係者への水防災に関する学習会などを通じて水防災教育を進めることで、子供から大人までの防災意識向上を図る。（平成28年度より実施）
- ・降雨からの流出時間が短く、急流河川での流下型氾濫形態となることから、避難の遅れが人的被害の拡大に直接つながる。このため、関係機関の訓練、早期避難につなげるための工夫、浸水想定区域の危険性を体感できるアプリの開発等を行い、住民の早期の避難判断につなげる。（平成28年度より実施）
- ・他の行政機関等の防災訓練等に参加したり見学することで、取組みの情報が共有でき、各機関の取組みのさらなる充実を図る。（平成28年度より実施）

本連絡会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととしている。

なお、本取組方針は、本連絡会規約第 4 条に基づき作成したものである。

(※この連絡会で対象とする天竜川上流域とは、一級水系天竜川のうち、天竜川、横川川、三峰川、太田切川、小渋川の直轄管理区間を示す。)

## 2. 本連絡会の構成委員

本連絡会の構成委員とそれぞれ構成委員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

表-1 本連絡会の構成機関（1 / 2）

構成機関	構成委員
飯田市	市長
伊那市	市長
駒ヶ根市	市長
辰野町	町長
箕輪町	町長
飯島町	町長
南箕輪村	村長
中川村	村長
宮田村	村長
松川町	町長
高森町	町長
阿南町	町長
下條村	村長
天龍村	村長
泰阜村	村長
喬木村	村長
豊丘村	村長

表-2 本連絡会の構成機関（2 / 2）

構成機関	構成委員
長野県 危機管理部 危機管理防災課	危機管理防災課長
長野県 建設部 河川課	(監事) 河川課長
長野県 伊那建設事務所	(副会長) 所長
長野県 飯田建設事務所	(副会長) 所長
長野県警察本部	警備第二課長
長野県警 岡谷警察署	署長
長野県警 伊那警察署	署長
長野県警 駒ヶ根警察署	署長
長野県警 飯田警察署	署長
長野県警 阿南警察署	署長
南信州広域連合 飯田広域消防本部	消防長
上伊那郡広域連合 上伊那郡広域消防本部	消防長
中部電力株式会社 長野支店 飯田電力センター	所長
一般財団法人河川情報センター 名古屋センター	所長
気象庁 長野地方気象台	(副会長) 台長
中部地方整備局 天竜川上流河川事務所	(会長) 所長
中部地方整備局 天竜川ダム統合管理事務所	所長

### 3. 天竜川上流域の概要と主な課題

#### (1) 天竜川上流域の概要と氾濫特性

天竜川は、長野県茅野市の八ヶ岳連峰に位置する赤岳（標高2,899m）を源とし、諏訪盆地の水を一旦諏訪湖に集める。諏訪湖の釜口水門からは、途中、三峰川、小渋川等の支川を合わせながら、西の中央アルプス（木曾山脈）、東の南アルプス（赤石山脈）に挟まれた伊那谷を経て山間部を流下し、さらに遠州平野を南流し、遠州灘に注ぐ、幹川流路延長213km、流域面積5,090km<sup>2</sup>の一級河川である。中央構造線が南北に縦断し、両アルプスに挟まれたこの流域は、脆弱な地質と急峻な地形が特徴であり、山岳部からの大量の土砂と水が流れこむため「暴れ天竜」といわれている。

天竜川上流域には、中央自動車道、JR中央線・飯田線、今後のリニア中央新幹線等、交通の要衝を抱えている。中央アルプス、南アルプスの豊富な水を利用した農業や精密機械産業が発達し、わが国を代表するものづくり地域となっていることから、文化、社会、経済を支える重要な河川となっている。

アルプスからの急流支川を集めることから、降雨から流出までの時間が短く水位上昇が速いため、避難までの時間の確保が課題となっている。また、狭窄部と氾濫原が交互に配置されており狭窄部上流では水位上昇が発生し、河床勾配と隣接する氾濫原はともに1/200の急勾配を持ち、氾濫した洪水流は河川と一体となって流下するために家屋の被害は甚大となることが想定される。

#### (2) 過去の洪水による被害状況

##### ○ 昭和36年6月洪水

天竜川上流域の戦後最大の洪水被害となった洪水であり、「三六災害」と呼ばれている。流域の広範囲で土砂災害が発生し、土砂を伴った洪水流が堤防を洗掘破壊させて広範囲の浸水を引き起こした。上流域で死者・行方不明者136名、家屋流出819戸、家屋全半壊184戸、浸水家屋7,831戸の被害が発生した。飯田市川路では浸水は2階にまで達した。

### ○ 昭和58年9月洪水

下伊那地域で戦後最大流量を観測した台風10号による洪水。上流部で死者・行方不明者9名、家屋全半壊60戸、浸水家屋6,495戸の被害が発生した。

### ○ 平成18年7月洪水

上伊那地域で観測史上最大となる流量を観測した。中央線・国道20号は約37時間にわたって全面通行止めとなった。上流部で死者・行方不明者12名、家屋全半壊12戸、浸水家屋2,923戸の被害が発生した。支川からの土砂で中央自動車道は約3日間通行止めとなった。

## (3) 天竜川上流域の現状と課題

天竜川上流域では昭和12年の直轄砂防事業、昭和22年の改修計画策定以降に本格的な直轄施工が開始された。近年では、平成21年7月に「天竜川水系河川整備計画」を策定し、昭和58年9月洪水や平成18年7月洪水が再び発生した場合でも、家屋の浸水被害の発生を防止することを目標として、河川改修事業を推進してきたところである。

河川としては諏訪湖を源としており、諏訪湖沿岸部の浸水被害軽減のために伊那・伊北地区の計画流量を徐々に引き上げてきた経緯がある。一方、飯田市鷲流峡の狭窄部では急縮による水位上昇によって右岸上流の松尾地区が繰り返し浸水しており、現在その対策工事を施工中である。

これまでに支川では美和ダム(S34)、小渋ダム(S44)が整備されている。しかしながら、平成18年7月では箕輪町北島での堤防欠壊が記憶に新しいところであり、現在の整備水準を上回るような洪水が発生した場合には、大規模氾濫が発生する危険性は否めないところである。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

- 天竜川上流域は脆弱な地質で急峻な地形を有する急流河川であるため、土砂を含んだ洪水が勢いよく流れるため、河岸侵食や洗掘に対する対策など、洪水を安全に流す対策が必要である。
- 伊那峡、鷲流峡などの狭窄部上流付近では、河道の急縮による堰上げによる流下能



力が不足しているため、流下能力向上を図る必要がある。

- 両アルプスに降った雨が、一気に流出するため、天竜川の水位が急激に上昇することから、避難に必要なリードタイムの確保が必要である。
- 伊那市街地や下伊那地域では氾濫原に工場や住宅地、国道などがあるため、堤防が決壊した場合、甚大な被害の発生が懸念されることから、被害を軽減する迅速な水防活動や排水活動が必要である。
- 近年は、大規模な浸水被害を伴う水害や広域的な土砂災害が発生しておらず、水害リスクが十分に認知されておらず、天竜川上流域の大規模水害に対する住民の意識向上を図る必要があるほか、的確な避難行動のために必要な情報の提供・周知が必要である。
- 水防組織を維持するために、消防団等への入団促進と水防技術の継承及び水防活動の効率化を図る必要がある。
- 支川には直轄の美和ダム、小渋ダムがあり、下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合の効果的なダム運用を検討する必要がある。

以上の課題を踏まえ、天竜川上流域の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

#### 4. 現状の取組み状況と課題

天竜川上流域における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。各構成機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。  
(別紙－1 参照)

##### ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状と課題	
想定される浸水リスクの周知	○ 天竜川上流において、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を天竜川上流河川事務所のホームページ等で公表予定としている。	
	● 計画規模相当の洪水浸水想定区域（平成 14 年公表）については、ハザードマップの基礎資料としても認知されているが、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図等は今後の公表となっており、浸水リスクについて認識されるように周知する必要がある。	A
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	○ 河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に関する「洪水予報」（国交省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」については一般に周知している。	
	○ 堤防決壊の恐れがある場合には、天竜川上流河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をすることとしている。 ● 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民だけでなく自治体職員及び学校関係者に十分認知されていないことが懸念される。	B
避難勧告等の発令基準	○ 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府）に即した発令等に関する基準を地域防災計画に記載し、その基準に基づき発令等を行うこととしている。	
	● 同様の氾濫形態となる場合でも、避難勧告等発令の基準水位が自治体によって異なっている。また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府）に即した判断基準への見直しに対応できていない市町村がある。	C

項目	現状と課題	
避難場所、避難経路	○ 小中学校、公民館、公園等の公共施設を避難場所として指定し、ハザードマップで周知している。	
	○ 避難場所については、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図の浸水深や、家屋倒壊等氾濫想定区域等の防災情報は今後の公表となっている。	
	○ 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づいたハザードマップの作成および周知が必要となるが、洪水浸水想定区域図が公表された時点で作成を進めることになる。	
	● 避難経路を指定していない自治体が多いため、いざという時に避難路が浸水しているなど、適切に行動できないことが懸念される。	D
	● 地域の特性上、自動車を利用した避難が想定されるが、指定避難場所の駐車場に限界があるほか、交通渋滞により、緊急車両の通行に支障となることが懸念される。	E
住民等への情報伝達の体制や方法	○ メール、ホームページ、防災情報無線、広報車、Lアラート等で防災情報等を住民等へ発信している。	
	● 住民や企業が防災情報をもとに自ら判断し行う準備行動や避難行動を啓発するための防災教育が不十分である。	F
	● 防災メールを実施している自治体においても、メール登録は十分に住民に普及していない。	G
	● 避難情報について、外国人を対象とした多語化への対応や、聴覚障害者への対応がされていない。	H
避難誘導體制	○ 自主防災組織、消防団、市町村職員が連携し、消防、警察と調整しながら避難誘導を実施している。	
	● 夜間、荒天時においては、安全な避難を可能とする体制が不十分である。	I
	● 洪水と土砂災害が同時に発生した場合、避難誘導に必要な人員の確保が困難である。	J

② 水防に関する事項

項目	現状と課題	
河川水位等に係る情報提供	○ 水防に係る情報としては、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合は、長野県に通知しており、県は水防管理者に通知している。	
	○ 優先的に水防活動すべき重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い箇所について、水防連絡会等で周知しているほか、出水期前合同巡視を行っている。	
	● 急流土砂河川であるため、河岸浸食や洗掘が心配される。水防活動の際、広い範囲での観察と判断を必要とする。現場で画像や水位情報を入手する手段として「川の防災情報」のURLやQRコードを、水防連絡会等で周知しているが水防団員が活用していない。	K
河川の出水巡視	○ 消防団員と兼任する水防団員が各々の管轄区域内の巡視を行っている。	
	● 消防団員と兼任する水防団員は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、量的にも質的にも増加している巡視を的確にできないことが懸念される。	L
水防資機材の整備状況	○ 関係自治体において、土のう袋やシート等を庁舎、水防倉庫などに備蓄している。	
	○ 天竜川上流河川事務所において、堤防の決壊時の応急復旧用の根固めブロックや大型土のう等を備蓄している。	
	● 備蓄資機材情報の共有や非常時における相互支援のルールが確立されていない。	M
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害等における対応	○ 自治体における本庁及び支所、消防、警察等の防災機関の施設、医療機関（災害拠点病院）、学校、公民館等の防災基幹施設の安全化を図り、災害時における応急対策活動拠点としての機能の整備を進めている。	

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状と課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○ 排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う国土交通省職員及び自治体職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生による出動体制を確保している。	
	● 樋門等の排水施設に関わる情報（樋門の開閉状況等）が関係機関で共有されていない。	N

④ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状と課題	
洪水を安全に流すためのハード対策の推進	○ 河川整備計画に基づき、天竜川改修、堤防高及び堤防断面が不足する区間の整備を行っている。	
	● 昭和58年9月洪水、平成18年7月洪水と同規模の洪水で、家屋浸水などの被害が発生する恐れがある。	O

## 5. 減災のための目標

本連絡会で概ね5年(平成32年度まで)で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

### 【5年間で達成すべき目標】

天竜川上流の大規模な水害に対し、流域自治体一体となって、「水防関係機関、住民、学校関係者の防災意識向上」、「安全への思い込み払拭」、「行政機関等の連携強化」を目指す

※ 大規模な水害・・・想定最大規模の降雨における洪水氾濫による被害

また、上記目標達成に向け、洪水を河川内で安全に流すハード対策に加え、天竜川上流域において、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

- 水防関係機関、住民、学校関係者を対象とした防災教育を実施、地域の防災意識向上に向けた実践的な取組を実施
- 安全への思い込み払拭、迅速かつ的確な避難行動のための取組を実施
- 伊那谷特有の地理的条件(盆地、急流河川)を考慮した洪水氾濫被害軽減のために、行政機関等が連携した取組を実施

## 6. 概ね5年間で実施する取組み

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

### ① 水防関係機関、住民、学校関係者を対象とした防災教育を実施

地域の防災意識向上に向けた実践的な取り組みを実施

※取組機関

天竜川上流河川事務所：天竜上流

天竜川ダム統合管理事務所：天ダム統管

長野地方気象台：気象台

長野県：県

主な取組項目		目標時期	取組機関
・水防関係者・住民を対象とした水防災意識向上に向けたイベントや講習会の実施	B,F,G H,K	H28年度～	天竜上流、気象台、県、市町村
・マンガなどによる表現を工夫して水防災の学習教材を作成し、住民及び自治体関係者等へ周知	B,F K,H	H28年度～	天竜上流、県、市町村
・教育委員会、小中高等学校の学校関係者を対象とした水防災に関する勉強会の実施	B,F,G	H28年度～	天竜上流、気象台、県、市町村
・自主防災会、公民館活動、まちづくり委員会等での防災学習会の実施	B,F,G H	H29年度～	天竜上流、天ダム統管、気象台、県、市町村
・地域に普及率の高いCATVへの河川CCTV画像提供	G,K	引続き継続	天竜上流
・排水ポンプ車、照明車の水防関係機関を対象とした操作訓練の実施	N	引続き継続	天竜上流、市町村
・ホームページや携帯電話、スマートフォンから閲覧できる「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送の活用促進のための周知	K	引続き継続	天竜上流

② 安全への思い込み払拭、迅速かつ的確な避難行動のための取り組みを実施

主な取組項目	目標時期	取組機関
<b>■ 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等</b>		
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A,C,D	H28年度 天竜上流
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図及び新たに設定された家屋倒壊等氾濫想定区域に基づく避難計画の見直し	A,C,D, E,I,J	H30年度 市町村
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づく避難勧告等を発令する範囲の見直し	A,C,D,I ,J	H30年度 市町村
・洪水浸水想定区域内の要配慮者（社会福祉施設等）利用施設の管理者が策定する避難計画作成等の支援や定住外国人等を対象とした避難情報の提供	A,C,D, H,I,J	H30年度 市町村
<b>■ 的確な避難行動のための取組</b>		
・知人宅等を避難場所とした登録の取り組み試行（パートナーシップ協定）	D,E,I	H29年度 飯田市
		H30年度～ 導入検討 それ以外の市町村
・実践的で迅速な避難行動のための施策の実施 （自家用車を積極的に使った避難行動計画） 水害の予見可能性（余裕を持った行動が可能） 自家用車という財産の保全 車移動での迅速性 避難場所準備での避難の容易性 夜間における避難の安全性	D,E,I	H29年度 飯田市
		H30年度～ 導入検討 それ以外の市町村
・試行（パートナーシップ協定）に基づいた水防災避難訓練の実施	D,E,I	H29年度～ 飯田市
・想定最大規模降雨における浸水想定区域図を利用した防災教育の実施（出前講師派遣等）	A,B,F,H	H28年度～ 天竜上流、気象台
<b>■ 避難行動を促す活動</b>		
・浸水想定区域の危険性を体感するスマートフォンアプリの開発と公開	A,C,D,F ,G,H	H28年度～ 天竜上流



③ 伊那谷特有の地理的条件（盆地、急流河川）を考慮した洪水氾濫被害軽減のために、行政機関等が連携した取り組みを実施

主な取組項目		目標時期	取組機関
<b>■ 土砂を含む流れの速い洪水を河川内で安全に流す対策</b>			
・堤防の質的強化	O	平成 32 年 度	天竜上流
・流下能力対策（堤防整備、河道掘削）	O	引続き実施	天竜上流
・河岸低水侵食、洗掘対策（低水護岸整備）	O	引続き実施	天竜上流
<b>■ 危機管理型ハード対策</b>			
・天端の保護（天端舗装）	O	平成 32 年 度	天竜上流
<b>■ 被害軽減のための迅速かつ的確な避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備</b>			
・「避難行動や水防活動の基準となる雨量・水位等の観測データ」「洪水時の状況」の把握及びその情報を伝達するための基盤整備	K	引続き実施	天竜上流、气象台、県
・堤防監視の効率化並びに水防団等の巡視支援の取り組みとして量水標の設置。急流土砂河川であり河岸侵食や洗掘が多く発生しているため CCTV カメラの設置を計画的に進める。雨量や水位情報がリアルタイムで確認できる「川の防災情報」の周知の徹底をはかる	K	引続き実施	天竜上流
・迅速な水防活動を支援するための簡易水位計や量水標を設置する他、知識の習得や訓練を実施	L	H29 年度～	天竜上流、県、市町村
・決壊等が発生した場合に被害を最小限に抑えるため、迅速に水防活動及び緊急復旧活動を行う拠点として河川防災拠点等の検討	O	H28 年度～	天竜上流、市町村
<b>■ 行政機関等の連携</b>			
・防災関係者の試行（パートナーシップ協定）に基づく避難訓練の見学会実施	D,E,I	H29 年度～	天竜上流、市町村
・出水期を前に年 1 回の水防 DAY 時に各機関の取り組みの共有と連携	B,C,M	引続き実施	天竜上流、天ダム統 管、气象台、県、市町 村
・行政機関と自主防災会、公民館活動、まちづくり委員会等との連携（公民館等での防災学習の実施）	B,F G	H28 年度～	天竜上流、气象台、県、 市町村

・行政機関と共有する防災 GIS の整備と活用	B,G,K,M	H28 年度～	天竜上流、県、市町村
・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府）に即した判断基準の見直し	C	H28 年度	実施：市町村 支援：天竜上流、気象台、県
・避難勧告に着目した水防災タイムラインの作成と情報共有	B,C	H29 年度	天竜上流、県、市町村
・タイムラインに基づく広域的な防災訓練の実施	B,D	H30 年度～	天竜上流、県、市町村
・水防備蓄資機材情報の共有及び非常時における相互支援方法の確認	M	H30 年度～	天竜上流、県、市町村
<b>■ 排水計画（案）の見直し及び排水訓練の実施</b>			
・樋門等の排水施設に関する情報（樋門の開閉状況等）の共有、排水手法の検討と排水計画（案）の作成	N	平成 29 年度	天竜上流
・樋門等の操作訓練の実施	N	引続き継続	天竜上流、市町村
<b>■ ダム等の危機管理型の運用方法の高度化の実施</b>			
・洪水調節容量を最大限活用できるような操作方法について検討し、ダム運用に反映する	O	H30 年度	天ダム統管

## 7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

今後、取組方針に基づき連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に連絡会を開催し、進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

なお、本連絡会は、随時取組方針を見直すこととする。

(1) 現状の水害リスク情報や取り組み状況の共有  
①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	伊那市	駒ヶ根市	飯田市	辰野町	箕輪町	南箕輪村	宮田村
想定される浸水リスクの周知							
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング							
避難勧告等の発令基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」は、自然災害のうち水害・土砂災害に対して、適切な避難勧告等の発令を住民に迅速・正確に伝達し、いち早い避難行動を促し被害の軽減を図る。</li> <li>天竜川伊那富観測所が避難判断水位(2.4m)に到達した場合は、避難準備情報を発令し、氾濫危険水位(2.6m)に到達した場合は、避難勧告を発令する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に掲げる基準により、気象予測や監視等の情報を含めて総合的に判断する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「飯田市地域防災計画」に掲げる実施基準や気象予測を含めて総合的に判断する。【避難準備情報実施基準】</li> <li>洪水予報(はん濫注意情報)が発表されたとき</li> <li>水位が避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 天竜川天竜峡水位観測所15.6m、松川上茶屋水位観測所2.6m、遠山川和田水位観測所5.0m、遠山川南和田水位観測所4.9m</li> <li>【避難勧告実施基準】</li> <li>大雨に関する特別警報が発表されたとき</li> <li>豪雨、台風等災害に関する警報が発表されたとき</li> <li>洪水予報(はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報)が発表されたとき</li> <li>特別警戒水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 天竜川天竜峡水位観測所15.6m、松川上茶屋水位観測所2.9m、遠山川和田水位観測所5.5m、遠山川南和田水位観測所5.5m</li> <li>【避難指示実施基準】</li> <li>状況に鑑み実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>辰野町地域防災計画に沿って実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>天竜川が伊那富ではん濫危険水位2.6mを超え、さらに増水。</li> <li>人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況で、通常の避難行動ができる者が避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難準備</li> <li>伊那富の水位観測所の水位が「避難判断水位」に達した時</li> <li>北殿、伊那富の水位観測所の水位が「はん濫注意水位」に達し、さらに水位の上昇が予想される場合</li> <li>「はん濫注意情報」を受信した時</li> <li>避難勧告</li> <li>伊那富の水位観測所の水位が「はん濫危険水位」に達した時</li> <li>伊那富の水位観測所の水位が「避難判断水位」に達し、さらに水位の上昇が予想される場合</li> <li>天竜川「はん濫警戒情報」を受信</li> <li>河川管理施設の異常を確認(堤防等の漏水や変状等破壊につながるおそれのある被災等)</li> <li>気象庁による特別警報が発表された時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>村の「避難勧告等に係る発令の判断基準」により、気象予測や監視、監視カメラ等の情報を含めて総合的に判断する。空振りには許されるが見逃しのないように実施。</li> <li>天竜川沢渡水位観測所が氾濫注意水位を突破した場合には、避難準備情報を発令し、避難判断水位に達した場合には避難勧告を発令。また状況により避難指示を発令する。</li> </ul>
避難場所、避難経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所及び指定緊急避難場所は、災害の種類ごと指定し、伊那市防災マップに記載して周知している。</li> <li>避難経路は、記載していない。</li> <li>避難経路を選定するための情報(浸水想定区域、土砂災害警戒区域等)を記載している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所はハザードマップで周知するほか、市報やホームページで住民には周知。避難経路は指定していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所はハザードマップで周知している。</li> <li>要配慮者施設については、避難経路を指定して、ハザードマップに掲載している。</li> <li>ハザードマップには、浸水想定区域、水害履歴区域、地区拠点本部、避難所、避難地、要配慮者施設(災害時要援護施設)、要配慮者避難経路(要援護施設避難経路)を明示している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハザードマップにて周知している。</li> <li>(今年度更新予定)避難経路の指定はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所は、地域防災計画に位置づけしており、住民に対して、防災ハザードマップにて、住民に対して周知している。</li> <li>避難経路については、得に定めてないが、防災訓練の折個々にて確認をしてもらっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所は防災マップ、ハザードマップ等で周知している。</li> <li>避難経路は指定していない。</li> <li>ハザードマップには、避難所記載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所はハザードマップ等で周知している。</li> <li>避難経路は指定していない。</li> </ul>
住民等への情報伝達の体制や方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等を発令した場合は、防災行政無線、安心安全メール、いなあいネット、伊那ケーブルテレビジョン、緊急速報メール、広報車等のあらゆる伝達手段を活用して伝達する。</li> <li>障害者には、電話、FAX、戸別訪問等で伝達するほか、消防署、伊那市消防団、自主防災組織等の協力を得て伝達を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報を発表(発令)した場合は、防災行政無線、市ホームページ、防災情報配信メール、フェイスブック、Lアラート等のあらゆる手段により広報を行うほか、対象地区の区長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう伝達する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線、広報車、いいた安全安心メール、市webサイト、ケーブルテレビ、コミュニティFM、市防災用ツイッター、市防災用フェイスブック、FM防災アプリ</li> <li>各地区拠点班から土砂災害特別警戒区域に住む住民への連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エリアメール・町防災メール・防災行政無線、広報車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報を発表(発令)した場合は、防災行政無線、広報車、ホームページ、防災情報配信メール、フェイスブック、Lアラート等のあらゆる手段により広報を行うほか、対象地区の区長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう伝達する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報を発表(発令)した場合は、防災行政無線、広報車、ホームページ、防災情報配信メール、フェイスブック、Lアラート等のあらゆる手段により広報を行うほか、対象地区の区長・自主防災組織会長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう伝達する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報を発令した場合は、防災行政無線、広報車、ホームページ、防災情報配信メール、エリアメール等のあらゆる手段により広報を行うほか、対象地区の区長に連絡するなど、関係地域内へ伝わるよう伝達する。</li> </ul>
避難誘導体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織を主体として、消防団が連携して避難誘導を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市職員、消防職員、消防団、自主防災組織等が連携して、避難誘導に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市職員、消防職員、水防団(消防団)、警察官、自衛官が連携して、避難誘導に努める。</li> <li>誘導責任者は当該地区の消防団分団長、誘導員は当該分団長が指名した団員。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員、消防団、各区、自主防災組織で避難誘導を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町職員、消防団、自主防災組織等が連携して、避難誘導に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員、消防団、自主防災組織等が連携して、避難誘導に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町職員、消防団、自主防災組織等が連携して、避難誘導に努める。</li> </ul>

(1) 現状の水害リスク情報や取り組み  
①情報伝達、避難計画等に関する事

項目	飯島町	中川村	松川町	高森町	豊丘村	喬木村	下條村
想定される浸水リスクの周知							
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング							
避難勧告等の発令基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル風水害・土砂災害」に掲げる基準により、気象予測や巡視等の情報を含めて総合的に判断する。空振りや許されるが見逃しのないように実施。</li> <li>・天竜川沢渡水位観測所が氾濫注意水位を突破した場合、避難準備情報を発令し、避難判断水位に達した場合に避難勧告を発令。また状況により避難指示を発令する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の「避難勧告等に係る発令の判断基準により、気象予測や巡視等の情報を含めて総合的に判断する。</li> <li>・天竜川沢渡水位観測所が氾濫注意水位を突破し、さらに水位上昇が予想される場合に、避難準備情報を発令する。避難判断水位に達し、さらに水位上昇が予想される場合または、河川管理施設に異常を確認した場合に避難勧告を発令。水位がはん濫危険水位に達した場合は避難指示を発令する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に掲げる基準により、河川管理者と気象台が共同ではんらん警戒情報発表し、1時間後に氾濫危険水位に到達すると予想されたとき。</li> <li>・堤防の決壊につながるような漏水等を発見したとき。</li> <li>・内水氾濫により床下浸水や道路冠水が発生したとき、被害が拡大しているとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の「地域防災計画」に掲げる判断基準により、気象予測や前兆現象の情報を含めて総合的に判断する。空振りや許されるが見逃しのないように実施。</li> <li>・天竜川市田水位観測所が避難判断水位に達しさらに水位の上昇が予測された場合に、避難準備情報を発令し、氾濫危険水位に達した場合に避難勧告を発令。また状況により避難指示を発令する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意情報が発令され、必要と判断した場合に、避難準備情報を発令。</li> <li>・氾濫警戒情報が発令され、必要と判断した場合に、避難勧告を発令。</li> <li>・氾濫危険情報が発令され、必要と判断した場合、若しくは特別警報が発令された時、避難指示を発令。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の「避難勧告等の判断基準及び伝達マニュアル」に掲げる基準により、巡視等の情報や気象状況等を総合的に判断し決定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「下條村地域防災計画」や「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に掲げる基準により、気象予測や巡視等の情報を含めて総合的に判断する。空振りや許されるが見逃しのないように実施。</li> </ul>
避難場所、避難経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所は「総合ハザードマップ」等で周知している。避難経路は指定していない。</li> <li>・総合ハザードマップには、避難所、避難地、医療施設、防災関連施設を明示している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所は風水害ハザードマップ等で周知している。避難経路は指定していない。</li> <li>・ハザードマップには、避難所、要配慮者施設、浸水想定区域を明示している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所は防災ハザードマップ等で周知している。</li> <li>・避難経路は指定していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所は防災マップ、ハザードマップ等で周知している。</li> <li>・避難経路は各地区の防災計画個別に検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所、避難場所は防災マップで周知している。</li> <li>・避難経路は指定していない。各自治会等で防災訓練時に、土砂災害や氾濫等の状況に応じて、避難経路を考慮するよう指示している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所は、防災マップ等で周知している。</li> <li>・避難経路は特に指定していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所はハザードマップ等で周知している。</li> <li>・避難経路は指定していない。</li> </ul>
住民等への情報伝達の体制や方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報を発表(発令)した場合は、県防災情報システム、防災行政無線、音声告知端末(有線)、広報車、緊急エリアメール、Lアラート等のあらゆる手段により広報を行うほか、対象地区の自治会長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう伝達する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報を発表(発令)した場合は、防災行政無線、広報車(村・消防団)、村ホームページ、登録制情報配信メール、エリアメール、Lアラート等のあらゆる手段により広報を行うほか、対象地区の自主防災組織会長(地区総代)に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう伝達する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報を発表(発令)した場合は、防災行政無線、戸別受信機、広報車・消防車両、ケーブルテレビ音声告知、町ホームページ、エリアメール、県防災情報システムLアラート等のあらゆる手段により広報を行うほか、対象地区の自治会長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう伝達する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報を発表(発令)した場合は、防災行政無線、広報車、町ホームページ、防災情報配信メール、エリアメール、Lアラート等のあらゆる手段により広報を行うほか、対象地区の自治会長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう伝達する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等発令した場合は、防災行政無線、広報車、携帯端末のメール配信サービス機能等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民へ迅速かつ的確な伝達に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報の伝達は、災害の種類や規模、伝達すべき区域の範囲、時間等を考慮し、防災無線、音声告知端末、エリアメール、緊急速報メール、村HP、広報車、消防車両による広報等、様々な手段により行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報を発表(発令)した場合は、防災行政無線、広報車、長野県防災情報システム、エリアメール、Lアラート等のあらゆる手段により広報を行うほか、消防団による警戒・広報等により関係地域内の全ての人に伝わるよう伝達する。</li> </ul>
避難誘導体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町職員、消防職員、消防団、自主防災組織等が連携して、避難誘導に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村職員、消防団、自主防災組織等が連携して、避難誘導に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町職員、消防団、自主防災組織等が連携して、避難誘導に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町職員、消防団、地区、自主防災組織等が連携して、避難誘導に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村職員、消防団、自主防災組織等が連携して、避難誘導に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村職員、消防団、自主防災組織等が連携して、避難誘導に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村職員、消防団等が連携して、避難誘導に努める。</li> </ul>

(1) 現状の水害リスク情報や取り組み  
①情報伝達、避難計画等に関する事

項目	泰阜村	阿南町	天龍村	中部地整	課題のまとめ	
想定される浸水リスクの周知				(現状) ・天竜川上流において、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を天竜川上流河川事務所ホームページ等で公表予定としている。	● L1相当については、ハザードマップのベースとしても認知されているが、最大規模降雨における洪水浸水想定区域図は今後の公表となっており、浸水リスクについて認識されるように周知する。	A
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング				(現状) ・河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に関する「洪水予報」(国交省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」については一般に周知している。 ・堤防決壊の恐れがある場合には、天竜川上流河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をすることとしている。	● 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民だけでなく、自治体職員及び学校関係者に十分認知されていないことが懸念される。	B
避難勧告等の発令基準	・村の基準により、気象予測や巡視等の情報を含めて総合的に判断する。空振りには許されるが見逃しのないように実施。 ・天竜川が氾濫注意水位を突破した場合に、避難準備情報を発令し、避難判断水位に達した場合に避難勧告を発令。また状況により避難指示を発令する。	・県の情報を参考に判断。	天竜川 避難準備情報：河川管理者(天竜川上流河川事務所)と気象台が共同ではん注意情報(洪水注意報)を発表し、2時間後にはん注意水位に到達すると予想されたとき ・基準とする水位観測地点(天竜峡)の水位がはん注意水位の11.0mに到達したとき。 避難勧告：河川管理者(天竜川上流河川事務所)と気象台が共同ではん注意情報(洪水注意報)を発表し、1時間後にはん注意水位に到達すると予想されたとき ・水位観測地点(天竜峡)の水位がはん注意水位の15.3mに到達したとき。 避難指示：はん注意水位が発表されたとき ・水位観測地点(天竜峡)の水位がはん注意水位の15.9mに到達したとき。  遠山川 避難準備情報：河川管理者(飯田建設事務所)と気象台が共同ではん注意情報(洪水注意報)を発表し、2時間後にはん注意水位に到達すると予想されたとき ・基準とする水位観測地点(平岡)の水位がはん注意水位の4.9mに到達したとき。 避難勧告：河川管理者(飯田建設事務所)と気象台が共同ではん注意情報(洪水注意報)を発表し、1時間後にはん注意水位に到達すると予想されたとき ・水位観測地点(平岡)の水位がはん注意水位の6.1mに到達したとき。 避難指示：はん注意水位が発表されたとき ・水位観測地点(平岡)の水位がはん注意水位の6.5mに到達したとき。	(現状) ・発令等に関する基準を地域防災計画に記載し、その基準に基づき発令等を行うこととしている。	● 避難勧告等発令の基準が各自治体によって異なる。また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(内閣府)に即した判断基準への見直しに対応できていない市町村がある。	C
避難場所、避難経路	・避難所は防災マップ、ハザードマップ等で周知している。	・避難所は防災マップ、ハザードマップ等で周知している。 避難経路は指定していない。	・避難所は防災マップ、ハザードマップ等で周知している。 避難経路は指定していない。	(現状) ・小中学校、公民館、公園等の公共施設を避難場所として指定し、ハザードマップで周知している。 ・避難場所については、ハザードマップの配布やホームページ、広報紙等により周知している。 ・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図の浸水深や、家屋倒壊等氾濫想定区域等の防災情報が、未公表となっている。 ・今後、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づいたハザードマップの作成および周知が必要となるが、洪水浸水想定区域図が未公表の現状では未作成となっている。	● 避難経路を指定していない自治体が多いため、いざという時に避難路が浸水しているなど、適切に行動できないことが懸念される。 ● 地域の特性上、自動車を利用した避難が想定されるが、指定避難場所の駐車場に限界があるほか、交通渋滞により、緊急車両の通行に支障となることが懸念される。	D E
住民等への情報伝達の体制や方法	・避難情報を発表(発令)した場合は、防災行政無線、広報車、エリアメール、Lアラート等のあらゆる手段により広報を行うほか、対象地区の区長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう伝達する。	・避難情報を発表(発令)した場合は、防災行政無線、町ホームページ等で周知。	・避難情報を発表(発令)した場合は、防災行政無線、広報車、町ホームページ、防災情報配信メール、フェイスブック、ツイッター、エリアメール、コミュニティFM、Lアラート等のあらゆる手段により広報を行うほか、対象地区の自治会長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう伝達する	(現状) ・基本的には、メール、ホームページ、防災情報配信メール、広報車、Lアラート等の発信が主として利用されている。	● 住民や企業が防災情報をもとに自ら判断し行う準備行動や避難行動を啓発するための防災教育が不十分である。 ● 防災メールへの登録について、十分に住民に普及していない。 ● 避難情報について、外国人を対象とした多語化への対応や、聴覚障害者への対応がされていない。	F G H
避難誘導体制	・村職員、消防団、自主防災組織等が連携して、避難誘導に努める。	町職員、消防団、地域住民等連携して、避難誘導に努める。	・村職員、消防職員、消防団、自主防災組織等が連携して、避難誘導に努める。	(現状) ・自主防災組織、消防団、市町村職員が連携し、消防、警察と調整しながら避難誘導を実施している。	● 夜間、荒天時には、安全な避難を可能とする体制が不十分である。 ● 洪水と土砂災害が同時に発生した場合、避難誘導に必要な人員の確保が困難である。	I J



(1) 現状の水害リスク情報や取組  
②水防に関する事項

項目	豊丘村	喬木村	下條村	泰阜村	阿南町	天龍村	中部地整	課題のまとめ	
河川水位等に係る情報提供	河川の水位が上昇し、越水等起こる危険がある場合は、消防団と連携し、状況把握に努める。 また、対象地域には防災行政無線等で情報提供する。	天竜川伊久間水位観測所の水位が、水防団待機水位を超えたとき、又は見込まれるときは消防団へ連絡をする。	特になし。	・天竜川水位観測所の水位が、水防団待機水位を超えた時、又は見込まれる時は、消防団へ連絡をする。 ・消防団へはメールにて情報提供する。	・現場の状況を見て判断。	・村のホームページに水位情報を掲載する。 ・消防団へはメールにて情報提供する。 ・行政無線で村民に注意を呼びかける ・インターネットを利用する	(現状) ・水防に係る情報としては、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合は、長野県に通知しており、県は水防管理者に通知している。 ・優先的に水防活動すべき重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い箇所について、水防連絡会等で周知しているほか、出水期前合同巡視を行っている。	● 水防活動の際の様々な判断をするため、現場で水位情報を入手する手段として「川の防災情報」のURLやQRコードを、水防連絡会等で周知しているが、水防団員が活用していない。	K
河川の出水巡視	・河川水位が上昇した時、又は見込まれる時に対象河川等を巡視する。 ・巡視区間の指定は特にしていない。	・河川水位が上昇した時、又は見込まれる時に対象河川等を巡視する。 ・巡視区間の指定は特にしていない。	・河川水位が上昇した時、又は見込まれる時に対象河川等を巡視する。	・河川水位が上昇した時、又は見込まれる時に対象河川等を巡視する。 ・巡視区間の指定は特にしていない	・巡視区間の指定は特にしていない。	・河川水位が上昇した時、又は見込まれる時に対象河川等を巡視する。	(現状) ・消防団員と兼任する水防団員が各々の管轄区域内の巡視を行っている。	● 消防団員と兼任する水防団員は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、量的にも質的に増加している巡視を的確にできないことが懸念される。	L
水防資機材の整備状況	・村内9地区に土のう袋2,800袋やカケヤ、シノ等の防災資機材を配備。 ・村内5箇所の水防倉庫に蛇籠用資材、丸太杭等の資材を配備。	・水防に必要となる資器材類を村内4箇所の水防倉庫に配備している。	土のう袋等資器材類を消防団詰所及び役場防災雑庫に配備している。	土のう袋を役場や消防詰所に配備している。	・防災倉庫に土のう袋役3,800袋や資器材類を町内13箇所に配備している。	・大型発電機1台、発電機1台、ガンソリン用タンク1個、投光器1個、投光器用三脚、高口16本、防火用バケツ25個、スコップ25本、掛矢18本、ツルハシ3本、木くい9本、ナイロンロープ4巻、荒縄2巻、針金3巻、針金用カッター(大)3本、針金用カッター(小)7本、シノ13本、土のう袋1250袋、ブルーシート14枚、吹き流し3枚	(現状) ・関係自治体において、土のう袋やシート等を庁舎、水防倉庫などに備蓄している。 ・天竜川上流河川事務所において、堤防の決壊時の応急復旧用の根固めブロックや大型土のう等を備蓄している。	● 備蓄資機材情報の共有や非常時における相互支援のルールが確立されていない。	M
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害等における対応	自家発電装置等は水害を想定し、水の影響を受けないようコンクリートで囲うなどの対策をしている。	特になし。	特になし(浸水想定区域ではなく、被害は受けない)。	特になし(浸水想定区域ではなく、被害は受けない)。 なお、非常用電源の確保は行っている。	特になし	非常用電源の確保、予備の災害対策本部施設の指定	(現状) ・自治体における本庁及び支所、消防、警察等の防災機関の施設、医療機関(災害拠点病院)、学校、公民館等の防災基幹施設の安全化を図り、災害時における応急対策活動拠点としての機能の整備を進めている。	● 課題無し	

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	豊丘村	喬木村	下條村	泰阜村	阿南町	天龍村	中部地整	課題のまとめ	
排水施設、排水資機材の操作・運用	状況により、消防団所有の小型ポンプを使用し、排水等可能。	災害時(内水被害)発電機等借上料を予算化している。今年度排水ポンプ車の操作訓練に職員が参加予定。	特になし	特になし	役場本庁に水中ポンプを整備している。	汚泥用ポンプを1台整備している(水道係所有)	(現状) ・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う国土交通省職員及び自治体職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生による出動体制を確保している。	● 樋門等の排水施設に関わる情報が関係機関で共有されていない。	N

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	豊丘村	喬木村	下條村	泰阜村	阿南町	天龍村	中部地整	課題のまとめ	
洪水を安全に流すためのハード対策の推進							(現状) ・河川整備計画に基づき、天竜川改修、堤防高及び堤防断面が不足する区間の整備を行っている。	● 昭和58年9月洪水、平成18年7月洪水と同規模の洪水で、家屋浸水などの被害が発生する恐れがある。	O





